

令和4年度 離職者向け及び障害のある方向け普通職業訓練委託事業審査要領

1 審査方法

(1) 募集要領に定めている下記の参加資格要件を満たしているかどうか確認する。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ・京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- ・企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- ・公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(2) 委託訓練担当者が、参加要件を満たしていない者・失格者を除いた者のうち、業務実施面・府内企業・価格点の審査項目について、企画提案書を基に採点する。

(3) (2)において採点済みの評価シートに、外部委員が訓練内容の評価を行い、採点する。

(4) 選定会議を開催し、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

※最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を作成

成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

また、これに閑わらず、評価シートの総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

※次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が募集要領2（4）の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

2 審査項目

評価項目は、次のとおりとする。

（1）提案項目1（訓練内容）

- ① 府内の企業ニーズ、受講者ニーズを的確に把握しているか。
- ② 訓練カリキュラムに創意工夫が見られるか。
 - ・訓練内容が工夫され、内容が充実しているか。
 - ・特色のあるカリキュラムとなっているか。
- ③ 仕様に定める訓練目標、仕上がり像、策定ポイントに対して実現性のある訓練ができるか。
 - ・仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。
 - ・実施方法等が具体的で、実現性があるか。

※必要なPC機器などの設備が明確になっていること

 - ・訓練内容及び訓練目的に関する理解・知識が十分にあるか。
 - ・日程や訓練構成が適正であるか。

※訓練目標及び仕上がり像と整合性を有するカリキュラムとなっていること

 - ・適切に業務が執行できる事務処理体制が整っているか。

障害のある方向け訓練の仕様確認（障害者訓練のみ）

- ・基礎的なビジネスマナー等を内容とする講座（職業能力講座）を設定している場合、4日間（12時間以上）確保されているか。

（2）提案項目2（就職支援内容）

- ① 職業訓練として適切な就職支援内容と実施体制が整えられているか。
 - ・就職支援に際し、公共職業能力開発施設、公共職業安定所等の関係機関および就職先候補となる事業主などと連携し、訓練修了生に案内等情報提供が行えるか。
 - ・就職支援担当者として、ジョブ・カード作成アドバイザーの有資格者が配置されているか。（障害者向け訓練除く）

- ② 就職率向上に向けた具体的な取組みを計画しているか。
- ・就職率80%を達成するための効果的な支援が計画されているか。
 - ・就職支援計画が具体的であり、就職意欲向上や就職スキルの向上に効果的か。

(3) 重点項目

- ・より質の高い就職となるよう、訓練カリキュラムを工夫しているか。
- ・就職困難者に対する支援に工夫がなされているか。
- ・修了者の継続雇用に向けた工夫がなされているか。

(4) 客観的評価項目（業務実施について・府内企業・価格点）

- ・サービスガイドライン研修受講者を配置し、同ガイドラインに基づく職業訓練の運営ができているか。
- ・常勤の事務担当者を配置しているか。
- ・訓練定員に対して設定した最少実施人数の割合。
- ・委託訓練実施実績がある場合の就職実績
- ・過去3年間に京都府が委託した「障害者委託訓練」の実績があるか。
(委託訓練実績調書で確認)
- ・京都府内に本店、支店または営業所を有する者であること。
- ・提案価格

3 配点

各審査項目及び配点等については、評価シートによる。

なお、評価シートの配点は、次のとおりである。

| | |
|-------------|------|
| 提案項目1（訓練内容） | 30点 |
| 提案項目2（就職支援） | 20点 |
| 重点項目 | 10点 |
| 業務実施体制 | 13点 |
| 業務実績 | 17点 |
| 府内企業 | 5点 |
| 価格点 | 5点 |
| 合 計 | 100点 |